

随意契約等見直し計画

平成25年10月

独立行政法人 国立成育医療研究センター

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成24年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり随意契約の見直しを策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成24年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(62.6%) 142	(75.3%) 5,932,259	(65.6%) 149	(79.8%) 6,281,959
競争入札	(62.6%) 142	(75.3%) 5,932,259	(65.6%) 149	(79.8%) 6,281,959
企画競争、公募等	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
競争性のない随意契約	(37.4%) 85	(24.7%) 1,943,629	(34.4%) 78	(20.2%) 1,593,929
合 計	(100.0%) 227	(100.0%) 7,875,888	(100.0%) 227	(100.0%) 7,875,888

(注1) 見直し後の随意契約は真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直しについて

平成24年度において競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について、契約条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成24年度実績)

実 績	件 数	金額(千円)
競争性のある契約	142	7,875,888
うち一者応札・一者応募	(67.6%) 96	(38.9%) 3,063,289

(注) 上段(%)は、競争性のある契約に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成に向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

- ① 随意契約(少額、緊急性のあるものを除く。)は、その契約事由の妥当性を各委員会の審議を経て実施するように努める。
- ② 平成24年度調達案件のうち前回一者応札及び前回落札率100%の契約について「契約監視委員会」の審査を実施し、改善を諮るように努める。
- ③ 内部統制の充実強化のため設置された「監査室」等により契約を重点項目として内部監査による点検を実施するように努める。

(2) 随意契約等の見直し

契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則、一般競争入札を徹底する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

- ① 契約者以外の応募希望者に対して改善すべき事項等のアンケートを実施し、その改善に努める。
- ② 入札参加条件には、特定の者に限定するような条件設定をしないように努める。